

第5部 第2 高齢者福祉の充実

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

少子高齢化の進行に伴い、一人暮らしの高齢世帯や高齢者のみの世帯が増えるとともに、元気な高齢者の割合も増加傾向にあります。市内の高齢者の割合は、平成22(2010)年には19.2%となっていますが、平成37(2025)年には23.6%に上昇すると予測されています。こうした状況の中、市では、「コミュニティ創生」の取り組みとして、地域で見守り支え合う(共助)仕組みづくりである地域ケアネットワークの拡充を推進するとともに、元気な高齢者が自らの経験を活かせる社会参加の場の提供や民間資源を活用した地域人財の育成などに努めてきました。一方、認知症高齢者も増加しており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりが求められています。

また、介護保険制度は、平成17年10月の大幅な改正を経て、地域包括支援センター(注1)を核とした地域ケアサポート体制の充実を図るとともに、予防給付・介護予防への取り組み、相談体制の充実・強化、高齢者の権利擁護・虐待防止の推進などに取り組んでいます。しかし、要支援・要介護認定者の増加に伴い、介護サービスに必要な費用も増加していることから、介護保険制度の安定的な運用が課題です。

(注1)地域包括支援センター:介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関のことです。

● 施策の方向

団塊の世代が高齢者となる平成24年以降は、高齢者数と要介護認定者数のさらなる増加が見込まれています。高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して年齢を重ねることができるよう、元気な高齢者が参加できる社会活動の場の提供に努めるとともに、一人暮らしの高齢者や認知症高齢者への見守り活動などの生活支援サービスの拡充や、介護と医療の連携、成年後見制度の推進など、地域社会で支え合う仕組みづくりを推進します。

また、要支援・要介護者数の増加とともに、介護サービス費用の増加も見込まれています。介護予防事業の推進や介護事業者への指導など給付の適正化に努めるとともに、介護保険制度の改正に適切に対応し、介護保険事業の円滑な実施に取り組めます。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
高齢者社会活動マッチング推進事業の会員数	2,034人	2,400人	2,700人	3,000人

市内の元気な高齢者の活動を示す指標です。能力・知識・技術・経験を持つ高齢者とそれらを必要とする市民とを、ICT(情報通信技術)等を使って結びつけることにより、高齢者の主体的な社会活動が活発になることをめざします。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
介護予防事業への参加者数	1,360人	1,450人	1,550人	1,650人

介護予防事業への参加状況を示す指標です。一人でも多くの元気な高齢者を増やすことをめざします。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
認知症サポーターの養成者数	1,950人	4,000人	5,500人	7,000人

認知症高齢者を地域で支える担い手の養成を示す指標です。認知症高齢者が、地域で安心して暮らしていけ

ることをめざします。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

- 市民、事業者・関係団体等の役割
 - ・町会・自治会、民生・児童委員やボランティア団体などは、一人暮らしの高齢者などへの生活支援（見守り活動・配食サービスなど）の推進に努めます。
 - ・地域包括支援センターは、地域を拠点とした地域包括ケアを推進します。
 - ・医療機関、国民健康保険団体連合会、介護サービス事業者は、介護給付の適正化に向けて、市との連携強化を図ります。
- 市の役割
 - ・市は、介護保険制度の円滑な運営に努めます。
 - ・市は、給付の適正化に向けた取り組みを進めるとともに、負担と給付のバランス等を考慮しながら健全な財政運営に努めます。
 - ・市は、地域密着型サービス体制の整備を図ります。
 - ・市は、介護予防事業を推進するとともに、元気な高齢者の社会参加活動を推進します。
 - ・市は、一人暮らしの高齢者等の見守り活動や、介護と医療の連携を進め、権利擁護の拡充を図ります。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 計画等の策定と推進

(1)「みたか高齢者憲章」に基づく施策の推進	◎ ①「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進
(2)「健康福祉総合計画2022(仮称)」の策定と推進	◎ ①「健康福祉総合計画2022(仮称)」の策定と推進(「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
(3)「介護保険事業計画」の策定と推進	◎ ①「介護保険事業計画」の策定と推進

2 社会参加の促進

(1)高齢者の就業支援	※ ①高齢者就業支援事業の推進 (「第2部-第5 消費生活の向上」参照)
(2)生きがい活動の充実	◎ ①生きがい活動の支援・充実
	※ ②生涯学習、市民スポーツ活動の推進 (「第7部-第1 生涯学習の推進」「第7部-第2 市民スポーツ活動の推進」参照)

3 安全安心の生活の確保

(1)長寿社会を支える環境の整備	◎ ①バリアフリーのまちづくりの推進 (「第3部-第3 住環境の改善」参照)
	※ ②心のバリアフリーの推進 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	③多様な住まいの誘導・促進
(2)在宅生活の支援・推進	※ ①介護予防事業の推進 (「第5部-第5 健康づくりの推進」参照)
	※ ②家庭介護者への支援
	③自立生活支援サービスの充実
	④在宅療養の推進

4 地域の支え合いの仕組みづくりの推進

(1)「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり	◎ ①地域ケア推進事業の全市展開 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	◎ ②災害時要援護者支援事業の推進 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	◎ ③買物環境の整備 (「第2部-第4 商業環境の整備」参照)
	※ ④地域交流・世代間交流の推進 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
(2)地域を拠点としたまちづくりの推進	◎ ①地域における身近な総合相談窓口の整備と充実
	◎ ②地域資源の連携強化
	◎ ③福祉人財の養成と活動支援 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	◎ ④NPO・ボランティア団体等への支援・連携

5 権利擁護の推進

(1)認知症高齢者の支援	◎ ①認知症予防・早期発見の推進
	◎ ②認知症高齢者を支えるサービス体制の充実
	◎ ③認知症高齢者を抱える家族への支援
(2)高齢者の権利擁護の推進	※ ①権利擁護センターみたかの運営の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	※ ②成年後見制度の推進
	※ ③高齢者虐待防止の充実
	◎ ④高齢者の消費者被害防止体制の充実 (「第2部-第5 消費生活の向上」参照)

6 介護保険制度の円滑な運営

(1)介護保険事業の円滑な運営	※ ①介護保険事業の円滑な運営
	※ ②介護・福祉ニーズの適切な把握
	※ ③給付適正化の推進
	◎ ④要介護認定の公平性の確保
	◎ ⑤適正な保険料の設定
(2)サービス基盤の整備・充実	※ ①地域密着型サービスの充実
	※ ②介護老人保健施設等の整備・促進
	◎ ③24時間対応サービスの整備
(3)介護保険サービスの質の確保	※ ①第三者評価事業の推進と支援 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	※ ②事業者情報の提供・公開の促進
	◎ ③介護保険事業者連絡協議会の支援及び連携
	◎ ④介護人財確保等の支援
(4)介護保険制度の改善	◎ ①介護保険制度の改善要請

7 推進体制の整備

(1)関係機関等との連携	◎ ①保健・医療・福祉の連携 (「第5部-第5 健康づくりの推進」参照)
	※ ②福祉総合案内の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	※ ③関係機関、関係団体等との連携による施策の充実

V 主要事業

1-(1)-① 「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進

1-(3)-① 「介護保険事業計画」の策定と推進

高齢者の方が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう、「みたか高齢者憲章」に基づき、高齢者施策を推進します。

また、介護保険法第 117 条の規定に基づき、高齢者に関する施策を総合かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、今後の高齢者や高齢者を取り巻く状況の中長期的な見通し等を視野に入れながら、3年ごとに介護保険事業計画を策定します。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前 期				中期(27～30)	後期(31～34)
		23	24	25	26		
「介護保険事業計画」の策定と推進	介護保険事業の円滑な実施	評策 価定	推 進	→	評策 価定	3年ごとに計画を策定、推進	→

2-(2)-① 生きがい活動の支援・充実

高齢者が、地域福祉活動や地域のまちづくりの担い手として、高齢者がそれまでに培ってきた経験や知識を活用し、それを必要とする個人・団体とのマッチング推進事業(通称:三鷹いきいきプラス)の充実を図ります。また、健康で就労への意欲があるにもかかわらず場所や機会に恵まれない高齢者に対して、他機関と連携して就業の場の開拓や情報の提供を行い、高齢者の生活支援とともに、生きがい活動に対する支援を推進します。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前 期				中期(27～30)	後期(31～34)
		23	24	25	26		
生きがい活動の支援・充実	マッチング推進事業の推進	会 員 数 の 拡 大		→		推 進	→

4-(2)-① 地域における身近な総合相談窓口の整備と充実

4-(2)-② 地域資源の連携強化

長寿社会において、高齢者がいつまでも住み慣れたまちで安心して暮らしていけるよう、地域ケアの推進、地域の相談窓口としての地域包括支援センターの機能の充実を図ります。また、民生・児童委員やほのぼのネット員(注2)、町会・自治会、関係機関・団体などによる地域での見守りを推進するとともに、その機能を十分に発揮できるよう、活動支援の充実を図ります。

(注2)ほのぼのネット:住みなれた家、住みなれた地域(場所)で暮らしている高齢者、障がい児・者、児童や日常生活でお困りの方々が、安心してより快適に暮らせるように、同じ地域に住む住民が「ほのぼのネット員」となって“住みよいまちづくり”を進めるボランティア活動のことです。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前 期				中期(27～30)	後期(31～34)
		23	24	25	26		
地域における身近な総合相談窓口の整備と充実	民生・児童委員、町会・自治会等地域資源との連携強化	充 実					→

5-(1)-① 認知症予防・早期発見の推進

5-(1)-② 認知症高齢者を支えるサービス体制の充実

認知症高齢者への市民の理解を深め、地域で支える仕組みづくりとして認知症サポーター等を養成します。また、認知症予防からサービス体制の一層の充実を図るため、「三鷹・武蔵野認知症連携を考える会」の取り組みを推進し、行政・医療・介護関係者による連携体制を整備します。

	計画期間(平成34年)の目標	前期				中期(27～30)	後期(31～34)
		23	24	25	26		
認知症高齢者を支えるサービス体制の充実	三鷹・武蔵野認知症連携の充実	用本開格始運	推進				→

VI 推進事業

3-(2)-② 家庭介護者への支援

介護者である家族の介護にかかる負担感を軽減し、要介護者との関係を良好に保ち、できるだけ長く在宅での生活を継続するため、家族介護者交流事業等の充実を図ります。また、社会福祉協議会等との協働により、男性介護者に対するレスパイトケア(注3)のあり方などについて研究します。

(注3)レスパイトケア:高齢者を持つ家族等を一時的に、その介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、リフレッシュするための援助(例:介護者の派遣や短期入所、緊急保護等)をすることです。

5-(2)-② 成年後見制度の推進

認知症や精神疾患等により、判断能力の低下した高齢者が安心して日常生活を続けられるよう、権利擁護センターみたかと連携し、成年後見制度の推進を図るとともに、地域で支える仕組みとして市民後見人の養成を充実します。また、所得による利用格差を是正するよう後見報酬助成を実施します。

5-(2)-③ 高齢者虐待防止の充実

高齢者虐待に対する啓発活動を推進します。民生・児童委員など地域との連携強化により、虐待の予防・早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けている高齢者の安全を確保するため、緊急保護体制の強化を図ります。また、高齢者総合調整会議等を活用し、医師、弁護士など専門家の意見等を反映させるとともに、地域包括支援センター職員への研修、事例検討会を実施するなど資質の向上を図ります。

6-(1)-① 介護保険事業の円滑な運営

介護保険制度の周知に努め、相談体制の充実等を推進することにより、介護サービスを必要としている人に必要なサービスが行き届くよう、介護保険事業の円滑な運営を図ります。

6-(1)-② 介護・福祉ニーズの適切な把握

新たな福祉サービスの充実や、必要な介護・福祉サービスの提供及び支援を行うため、引き続き高齢者の実態調査を実施し、ニーズの適切な把握に努めます。

6-(1)-③ 給付適正化の推進

介護が必要な人を適正に認定し、適切なケアマネジメント(注4)により必要とするサービスを見極め、事業者が適正なサービスを提供することを促すため、介護給付適正化に取り組みます。なお、取り組みにあたっては、「東京都第2期介護給付適正化計画」との調整・連携を図りながら進めます。

(注4)ケアマネジメント:福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のことです。

6-(2)-① 地域密着型サービスの充実

認知症高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように地域密着型サービスの充実を図るとともに、未整備地域を中心とした基盤整備を順次進めます。

6-(2)-② 介護老人保健施設等の整備・促進

要介護者の在宅支援を目的とした介護老人保健施設の整備促進と連携を図るとともに、その他の介護サービス基盤の整備についても検討します。

6-(3)-② 事業者情報の提供・公開の促進

介護サービス事業者ガイドやサービスの空き情報等に関する最新情報をホームページに掲載するなど、介護サービス事業者の情報提供を行います。

7-(1)-③ 関係機関、関係団体等との連携による施策の充実

社会福祉協議会、社会福祉事業団、シルバー人材センター等の関係団体や、民生・児童委員をはじめ、NPO やボランティア団体など地域に密着した活動を行う団体等との連携を強化することにより、福祉施策の充実を図ります。

Ⅶ 関連個別計画

- ・健康福祉総合計画 2022(仮称)
- ・高齢者計画・第五期介護保険事業計画